

第6回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月26日(火) 午前9時～午前10時36分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名
会長 15番
会長代理 1番
委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番
4. 欠席委員 14番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (37件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (8件)
 - ③ 農地の嵩上げ届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申し出の意見決定について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 3件)
 - 日程第5 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
 - 日程第7 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 1件)
 - 日程第8 災害復旧事業に係る非農地決定について (議案 1件)
 - 日程第9 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

議長 それでは只今から、第6回湧水町農業委員会定例総会を開催します。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 本日は、〇〇委員より所用のため出席できない旨の申出がありました。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、11番〇〇委員と12番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が37件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書37件です。番号1。貸人、湧水町木場〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字笹峯〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由は水路の破損により、耕作不能のため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号2。貸人、湧水町中津川 〇〇〇〇。借人、湧水町川添 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町川西字柿木水流〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由は耕作者が体調不良のため。利用権の種類は貸貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号3。貸人、兵庫県 〇〇〇〇。借人、鹿児島市(公財)鹿児島県地域振興社。土地の所在 湧水町鶴丸字上新田〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由はAtoAからAtoBへの利用権設定内容変更。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月30日です。番号4。貸人 湧水町木場 〇〇〇〇。借人、鹿児島市(公財)鹿児島県地域振興社。土地の所在 湧水町木場字田渡〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由はAtoAからAtoBへの利用権設定内容変更。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。番号5。貸人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、湧水町木場字上小城〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡ 外畑1筆 田3筆

計5筆で〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日と令和2年4月24日から令和7年4月30日。解約の理由は土地を姉に贈与するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号6。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字鬼田〇〇〇〇，地目は田，面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和元年5月1日から令和6年4月30日。解約の理由は耕作者が体力的に耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月1日です。番号7。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字鬼田 〇〇〇〇，地目は田，面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日。解約の理由は耕作者が体力的に耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月1日です。番号8。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字鬼田 〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆で〇〇〇〇㎡ あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日。解約の理由は耕作者が体力的に耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月1日です。番号9。貸人，福岡市 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字新替〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成31年4月25日から令和11年4月30日。解約の理由は集約化を図るため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月5日です。番号10。貸人，始良市 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字新替〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和元年5月24日から令和11年3月31日。解約の理由は集約化を図るため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月5日です。番号11。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字新替〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和元年5月24日から令和11年3月31日。解約の理由は集約化を図るため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月5日です。番号12。貸人，名古屋市 〇〇〇〇。借人，湧水町川添 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町川添字桶寄〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡ 外1筆 計2筆で 〇〇〇〇㎡， あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和3年4月26

日から令和13年4月30日。解約の理由は土地を売買したいため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号13。貸人，湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字○○○○，地目は田，面積○○○○㎡ 外4筆 計5筆で○○○○㎡，あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年1月24日から令和10年1月31日。解約の理由は貸主の都合による。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月7日です。次に，番号14から番号37まで，ページ数でいうと3ページから8ページになりますが，こちらは○○○○が廃業することに伴う合意解約となります。件数が多いため，各筆の詳細については割愛をさせていただきますが，○○○○が借り受けていた農地，つまり契約が入っていた農地につきましては，全て次期耕作者が見つかっており，利用権設定の用紙も提出されている状況です。そのうち，今回12月分として処理した筆数は全77筆中，合意解約が55筆，利用権設定が54筆で，全体の約7割となります。残りの3割は来月の総会に出てくる予定です。なお，中間管理事業で契約していた農地についても全て現在全て手続き中で，うち1件は基盤法から機構法へ利用権の種類を変更予定となっております。詳細については，3ページ以降をお目通し下さい。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が8件です。番号1。権利取得者，鹿児島市 ○○○○ 並びに鹿児島市 ○○○○。権利取得日，令和5年10月30日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方新替○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は有です。次に番号2。権利取得者，愛知県 ○○○○。権利取得日，令和5年11月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方新替○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡ 外に7筆ありまして 田6筆 畑2筆の計8筆 合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和5年1月13日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方梶○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，湧水町北方 ○○○○。権利取得日，令和5年10月

17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方鏡〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡。外3筆。計4筆の合計面積は〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，湧水町米永 〇〇〇〇。権利取得日，令和4年8月17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永三反丸〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外3筆。田1筆 畑3筆 計4筆の合計面積は〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者，鹿児島市 〇〇〇〇。権利取得日，令和5年11月14日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方椀〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外に3筆ありまして。田3筆 畑1筆 計4筆の合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次のページです。番号7。権利取得者，湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日，令和5年10月31日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西山仁田〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外4筆。計5筆の合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号8。権利取得者，湧水町恒次 〇〇〇〇。権利取得日，令和5年10月30日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次蛭牟田〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 長 以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。次に，農地の嵩上げ届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページです。農地の嵩上げ届出書が1件です。通知人，湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在，幸田字葉山本〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 所有者は〇〇〇〇 耕作者も〇〇〇〇です。嵩上げの内容 盛土高1.0mから0.5m。嵩上げの理由，現状では周辺の土地より低く耕作できないため，嵩上げを行いたい。現地確認月日，令和5年12月18日。現地確認委員，〇〇委員，〇〇委員，〇〇推進委員。指導内容等は，今回の嵩上げによる周辺農地等への支障は無いと判断しました。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ，以上で農地の嵩上げ届出書を終わります。以上で事務局報告を終わります。

議長 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第48号

農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

12 ページです。日程第1 議案第48号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から43号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田111,584㎡, 畑9,461㎡ 小計121,045㎡です。次に13 ページです。総括表になります。こちらにも合計だけ申し上げます。賃貸借の田が107,694㎡, 畑が5,384㎡。使用貸借の田が3,890㎡, 畑が4,077㎡となります。詳細については14 ページから25 ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議長

まず整理番号1号から整理番号2号を審査します。整理番号1号から整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、8番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号2号については、承認することに決定しました。

議長

〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号3号から整理番号43号を審査します。整理番号3号から整理番号43号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号から整理番号43号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号43号については、承認することに決定しました。

議長

次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から2号について、事務局の説明を求めます。

事務局

12 ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真

ん中をご覧ください。合計は田のみの1,901㎡です。次に27ページをお開きください。議案第48号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転です。整理番号1。土地の所在、川西字新中野○○○
○ 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積○○○○㎡です。渡人、名古屋市○○○○。受人、湧水町中津川○○○○。経営面積は○○○○㎡です。利用目的は水稻で○○万円です。移転時期及び引渡時期は令和5年12月26日。受人は認定農業者です。次に、整理番号2。土地の所在、鶴丸字山角○○○○ 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積○○○○㎡です。渡人、福岡県○○○○。受人、湧水町川西○○○○。経営面積は○○○○㎡です。利用目的は水稻で○○万円です。移転時期及び引渡時期は令和5年12月26日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議 長 整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13番 13番○○が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第48号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 3 番 1 3 番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第48号整理番号2号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。
- 議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第49号から議案第51号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 28ページです。日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第49号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字神田〇〇〇〇、地目は田、農振内、面積は〇〇〇〇㎡です。渡人、愛知県名古屋市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由 規模拡大。売買価格は〇〇〇〇円です。次に議案第50号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字竹山〇〇〇〇地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第51号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字堂ノ上〇〇〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡ 外に7筆ありまして 田3筆 畑5筆の計8筆合計面積〇〇〇〇㎡です。渡人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数4。申請事由 兄弟間の贈与です。以上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第49号について審議します。議案第49号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第49号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第49号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第49号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第50号について審議します。議案第50号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第50号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の9ページから11ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第50号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第50号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第51号について審議します。議案第51号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第51号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の9ページ，12ページから17ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第51号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第51号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について を議題とします。議案第52号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 30ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について。議案第52号，土地の所在 田尾原字 皆田ヶ山〇〇〇〇 登記簿地目及び現況地目ともに田。面積〇〇〇〇㎡。転用行為者 湧水町米永 〇〇〇〇。用途は農業用施設の設置で牛舎を建築することです。変更理由は，隣接する自社牧場が手狭となっていることから，飼養環境の改善と飼養管理の効率化を図り，加えて飼養頭数の増加による経営の強化に資するため，当該農地を取得し牛舎を増設したいため。以上です。

議 長 議案第52号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番〇〇が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第52号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請の内容は，既存の牛舎では手狭となり，新たに牛舎建設のため，農業用施設用地への用途区分変更です。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページから21ページ をご参照ください。周囲の状況は，北は畜舎，東は山林，南は田，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等へ2の支障の有無については，特にありません。

調査意見は、農振法に基づき用途区分変更については、問題ないと見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第52号は調査委員の報告は、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第52号については、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第53号から第55号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 31ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第53号、土地の所在 川西字古城〇〇〇〇 地目田 農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、湧水町川西 〇〇〇〇。形態は転用。用途は農業用倉庫。240.3㎡の建設です。申請事由は、既に農業用倉庫を建築しており、正式に農地転用を申請したいためです。次に、議案第54号、土地の所在 木場字牧野〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、湧水町木場 〇〇〇〇となっております。形態は転用。用途は通路。申請事由は、申請地は既に奥の自宅に続く通路として、また、耕作するために畑に続く通路として使用しており、正式に転用を申請したいためです。次に、議案第55号ですが、修正をお願いします。仮換地の関係で、当初申請は木場字宮ノ前〇〇〇〇だったのですが、分筆の関係で、地番を〇〇〇〇から〇〇〇〇に変更をお願いしたいのと、面積を〇〇〇〇㎡から〇〇〇〇㎡に修正をお願いします。それでは説明を続けます。土地の所在 木場字宮ノ前〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は3種。申請人は、湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は一般住宅。申請事由は、栗野都市計画事業下場土地計画整理事業に基づく、土地区画整理法第98条第1項の規定により、仮換地の指定を受けたので、居宅を建築したいためです。以上です。

議長 順を追って審議します。まず議案第53号について審議します。議案第5

3号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第53号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の22ページから26ページを参照してください。周囲の状況は、北は田、東は道路、南は原野、西は原野です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、顔末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第53号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第53号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に、議案第54号について審議します。議案第54号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13 番 13番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第54号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の27ページから31ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は通路、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第54号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第54号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第55号について審議します。議案第55号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 13番 13番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第55号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の27ページ、32ページから35ページを参照してください。周囲の状況は、北は駐車場、東は宅地、南は道路、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、仮換地指定通知書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に關しての調査意見は、農地転用に關する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第55号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第55号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第56号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 32ページです。日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第56号。権利、所有権移転。所在、田尾原字皆田ヶ山〇〇〇〇。地目田。農振内。〇〇〇〇㎡。農用地区域内農地。渡人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人、湧水町米永 〇〇〇〇。用途牛舎。申請事

由、申請人が隣接地で経営する牧場が手狭なため、飼養環境の改善と使用管理の効率化並びに増頭による経営の強化を図るため、農業用施設（牛舎建築）用地として当該土地を購入するものです。以上です。

議長 議案第56号につきましては、先の議案第52号において、現地調査の報告がなされていますので、事務局から報告いたします。

事務局 農地法第5条に係る議案第56号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の36ページから39ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畜舎、東は山林、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図・配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第56号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第57号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 33ページです。日程第6 非農地証明願の申請審議について。議案第57号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字黒岩○○○○地目は畑、面積は○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、平成元年頃、農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第4号、第9号です。以上です。

- 議 長 議案第57号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 6 番 6番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第57号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の40ページから43ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成元年頃農地法の許可を得ないで植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第4号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第57号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案57号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。
- 議 長 次に、日程第7 農地利用状況調査に係る非農地決定について を議題とします。議案第58号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 資料は、34ページからになります。日程第7 農地利用状況調査に係る非農地決定について。議案第58号。対象地区は、北方地区になります。土地の所在、北方字迫山〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡。外田が12筆、畑が89筆、合計102筆の〇〇〇〇㎡になります。詳細については、議案書の34ページから39ページ、および議案参考資料の44ページから55ページをご参照ください。非農地とする理由としまして、令和5年度の利用状況調査におきまして、〇〇委員、〇〇推進委員の現地確認により、山林や荒廃地であると確認され、今回非農地決定を行うものであります。以上です。
- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第58号につきましては、非農地と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案58号につきましては、非農地とすることに決定しました。

議 長 以上で、農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。

議 長 次に、日程第8 災害復旧事業に係る非農地決定について を議題とします。議案第59号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、40ページになります。日程第8 議案第59号 災害復旧事業に係る非農地決定について。こちらは令和5年12月8日付けで、建設課より、災害復旧事業に係る非農地決定の依頼があった分です。番号1，対象農地所在，湧水町米永字大坪〇〇〇〇，地目田，登記面積〇〇〇〇㎡。登記簿所有者及び納税管理人は，〇〇〇〇。住所は湧水町米永。調査現況は荒廃田。非農地判定基準は，2号，3号，6号，7号です。次に番号2，湧水町米永字大坪〇〇〇〇，地目田，登記面積〇〇〇〇㎡。登記簿所有者及び納税管理人は，〇〇〇〇。住所は湧水町米永。調査現況は荒廃田。非農地判定基準は，2号，3号，6号，7号です。調査委員は，両筆ともに，〇〇委員と〇〇委員です。以上です。

議 長 議案第59号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番〇〇が報告します。災害復旧事業における非農地決定に係る議案第59号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。対象農地，所有者及び場所等については，議案書と議案参考資料の56ページから59ページをご参照ください。調査意見は，対象農地は建設課による令和5年災害復旧事業に係る被災個所の調査において，すでに荒廃している圃場の非農地証明の発行依頼があったことから，今回現地調査を行ったところ，原野化しており今後整備計画の見込みがなく農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第6号，第7号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明に対し，ご質問・ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ，議案第59号につきましては，非農地と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案59号につきましては，非農地とすることに決定しました。

議長 以上で、災害復旧事業に係る非農地決定について を終わります。

議長 次に、日程第9 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について を議題とします。議案第60号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 41ページです。日程第9 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について。議案第60号です。〇〇農地利用最適化推進委員より、令和5年12月18日付けで辞任届が提出されたので、農業委員会等に関する法律第23条第1項「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」の規定により、農業委員会の同意を求めます。辞任届の写しを添付しておりますので、読み上げたいと思います。辞任届 私はこのたび一身上の都合により、農地利用最適化推進委員を辞任いたしたく、ここにお届けいたします。令和5年12月18日。湧水町米永〇〇〇〇 〇〇〇〇。今回の件について、概要を簡単に申し上げますと、11月30日に本人より事務局に電話連絡があり、「現在歩行困難な状況である。今後も検査入院等が必要な状況であり、推進委員としての活動ができない。辞任したいがどうすればよいか。」とのことでした。このため、〇〇会長に報告し、「少し様子をみてから、それでも体調が回復しなければ、辞任届の提出をお願いしたらどうか。」とのことであったため、その旨で本人は電話で連絡したところだったのですが、12月14日に電話で状況を確認したところ、やはり活動は難しいとのことであり、今回12月18日付けで辞任届が提出されました。先日、状況を電話でお伺いしたところ、現在は霧島市国分の病院に入院されているようで、手すりを伝ってようやく歩ける状態とのことです。なお、原因等について本人にお聞きしましたが、よくわからないとのことでした。以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご質問・ご意見等はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、申し出のとおり〇〇推進委員の辞任に対し、同意することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって〇〇推進委員の辞任が承認されました。

議長 以上で、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第6回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時36分